

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

② 所定内賃金の月額が 8.8 万円以上であること

③ 学生でないこと

④ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が 51 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 50 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

なお、この統計においては、④のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、④のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

※ 1 ④のアの「地方公共団体」、及び④のイの要件は平成 29 年 4 月より追加されている。

※ 2 令和 4 年 9 月以前は、④のア、イの従業員数の規模要件はそれぞれ 501 人以上、500 人以下となっており、①～④の要件に加え、「雇用期間が 1 年以上見込まれること」の要件を満たす者としている。

※3 令和4年10月以降令和6年9月以前は、④のア、イの従業員数の規模要件はそれぞれ101人以上、100人以下となっている。

育児休業等の被保険者

厚生年金保険法第81条の2又は第81条の2の2の規定により、当該月の保険料を免除される者をいう。

厚生年金保険の都道府県別事業所数及び被保険者数等

厚生年金保険の都道府県別の事業所数及び被保険者数等は、被保険者が勤務する事業所を管轄する年金事務所の所在地で都道府県別の表章を行っている。

新法・旧法

昭和60年に国民年金法等の一部が改正され、昭和61年4月1日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和60年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

失権

当該期間（月又は年度）中に年金受給権を失った者が対象であり、年金額については失権した時点での年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した場合、法律上特別支給の老齢厚生年金は失権するが、統計上は失権には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金額、年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰上げした者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される同一の年金種別の基礎年金額が含まれている。

1級又は2級の障害厚生年金受給権者の平均年金月額には、障害基礎年金月額が含まれている。ただし、1級又は2級の障害厚生年金受給権者で、障害が軽くなったことにより3級の障害厚生年金受給権者になった場合には、平均年金月額に障害基礎年金月額を含めずに計算している。

同一の年金種別

厚生年金保険（第1号）及び基礎年金について、それぞれの年金種別（老齢給付、障害給付又は遺族給付）が同一であることをいう。なお、この年報において「同一の年金種別を併給している」とは、「老齢厚生年金（退職共済年金）及び老齢基礎年金」、「障害厚生年金（障害共済年金）及び障害基礎年金」又は「遺族厚生年金（遺族共済年金）及び遺族基礎年金」を併給している場合をいう。

厚生年金保険の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種類	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧法旧共済組合	新法旧共済組合
老齢給付					
老齢年金	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金	退職年金 減額退職年金	退職共済年金
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金	老齢相当 通老相当 ・25年未満	通算退職年金	退老相当 通退相当 ・25年未満
障害年金（障害給付）	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注. 平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給（権）者は、厚生年金保険（第1号）の受給（権）者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢給付		
老齢年金 ・25年以上	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

(旧法における) 老齢年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上（中高齢特例に該当する場合は15年以上）ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

(旧法における) 通算老齢年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計（通算）して一定期間以上ある場合等に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがないかぎり、旧法の通算老齢年金（退職）には、特例老齢年金を含んでいる。

(新法の老齢厚生年金の) 老齢相当、通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上（昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齢特例に該当する場合は15年以上）の者を、旧法の老齢年金に相当するものとして「老齢相当」に、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

(新法老齢基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齢基礎年金のうち、原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齢基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、平成29年7月以前においても、老齢基礎年金の支給要件の特例により、老齢基礎年金の受給資格期間が25年未満であっても、老齢基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものについても「25年以上」に計上している。

(厚生年金保険計における) 老齢年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計をいう。

(国民年金計における) 老齢年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び老齢基礎年金の25年以上の総計をいう。

(厚生年金保険計、国民年金計における) 通算老齢年金・25年未満

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
- ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び老齢基礎年金の25年未満の総計をいう。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金受給権者又は受給者のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎あり

新法厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

基礎のみ共済なし

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者をいう。

遺族年金の短期要件及び長期要件

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①～③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ① 死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ② 厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内に死亡した場合。
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金保険から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
 - 「-」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明（未調査等）のもの
 - 「△」は負数
 - 「*」は人数が少ないため、個人情報保護の観点から掲載していないもの
- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内訳の計と合計とは一致しないことがある。

年金の種類

制度	年金の種類	年金コード
旧法 国民年金	老齢年金	0120
		0220
		0320
		0420
	通算老齢年金	0520
	障害年金	0620
	母子年金	0720
	準母子年金	0820
	寡婦年金	0920
	遺児年金	1020
旧法 厚生年金	老齢年金	0130
	通算老齢年金	0230
	障害年金	0330
	遺族年金	0430
	寡婦年金	0530
	かん夫年金	0630
	遺児年金	0730
	特例老齢年金	0830
	通算遺族年金	0930
	特例遺族年金（新法含む）	1030
	旧法 船員保険	老齢年金
通算老齢年金		0240
障害年金		0340
遺族年金		0440
寡婦年金		0540
養老年金		0640
遺児年金		0740
特例老齢年金		0840
通算遺族年金		0940
特例遺族年金（新法含む）		1040

制度	年金の種類	年金コード
新法	老齢基礎・老齢厚生年金（第1号厚年）、 特別支給の老齢厚生年金（第1号厚年）、 老齢基礎年金	1150
	特別支給の老齢厚生年金（第2号厚年）、 老齢厚生年金（第2号厚年）	1120
	特別支給の老齢厚生年金（第3号厚年）、 老齢厚生年金（第3号厚年）	1130
	特別支給の老齢厚生年金（第4号厚年）、 老齢厚生年金（第4号厚年）	1140
	障害基礎・障害厚生年金（第1号厚年）	1350
	障害厚生年金（第2号厚年）	1320
	障害厚生年金（第3号厚年）	1330
	障害厚生年金（第4号厚年）	1340
	遺族基礎・遺族厚生年金（第1号厚年）	1450
	遺族厚生年金（第2号厚年）	1420
	遺族厚生年金（第3号厚年）	1430
	遺族厚生年金（第4号厚年）	1440
	障害基礎年金（障害福祉年金裁定替分）	2650
	遺族基礎年金（母子福祉年金裁定替分）	2750
	遺族基礎年金（準母子福祉年金裁定替分）	2850
	障害基礎年金（障害基礎年金のみ）	5350
寡婦年金	5950	
障害基礎年金（20歳前初診）	6350	
遺族基礎年金（遺族基礎年金のみ）	6450	
新法 船員保険	職務上障害年金	3350
	職務上遺族年金	3450
旧法共済	退職年金・減額退職年金	0160
	通算退職年金	0260
	障害年金	0360
	遺族年金	0460
	通算遺族年金	0960
新法共済	退職共済年金	1170
	障害共済年金	1370
	遺族共済年金	1470